

## 意見内容及び町議会の考え方

NO.	条文の該当箇所	意見の内容	町議会の考え方
1-1	条例全体	内容 자체はまとまりのある案だと思いますが議員の素質として、ボランティア活動はしているのか、自身(個人)でボランティアの組織を編成しているのか等も案に組み込んで欲しいと思います。議会だけで無く地域に貢献している姿勢が欲しいです。	第3条の議員の活動原則にあるように、町民や地域のために、明和町議会議員としてふさわしい活動を積極的に行ってまいります。
1-2	条例全体	<p>先ず、今更条例って不信感が募ります。そもそも条例とは重大な法律やルールを策定する時に必要であって、議会、議員の運営及び活動の取り決めをするのはおかしいと思う。議員は当選前後に議員としての活動内容を把握して議会活動をするのが一般的かつ常識であって、常日頃から勉強するのが当たり前と考えます。本来の議会、議員活動は住民からの情報収集、議会での発信、行政への働きかけ、アクション、そして住民へのフィードバックをするのが仕事のはずです。</p> <p>昨今の明和町議会や行政の活動を拝見する限り、以前に比べ議員や議会の質が落ちたように見受けられるのが非常に残念です。行動力があるのは選挙の時だけですね！インスタを拝見する限り、私利私欲に走っているかのような議員も多数見受けられます。インスタも時代の流れかもですか、もう少し住民ファーストで住民の生活の質が向上するよう、物事に真剣に取り組んでもらいたい。真剣さが伝わってこない。</p> <p>ダラダラかきましたが要約すると</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①条例は必要ない</li> <li>②議会は議員に適切な指導を</li> <li>③議員は勉強と本来の業務に取り組むべき</li> <li>④行政は活動の見える化を</li> </ul> <p>以上、明和町繁栄のためよろしく !!</p>	<p>議会基本条例は議員活動の基礎となる理念を示したものであり、議員の活動の基本となるものです。</p> <p>この条例に基づき活動を進めるとともに、効果的なSNSの活用等を図っていきたいと考えています。</p> <p>ご意見をいただきました②議会は議員に適切な指導を③議員は勉強と本来の業務に取り組むべきにつきましては、議会基本条例をもとにしっかり取り組んでまいります。</p>

NO.	条文の該当箇所	意見の内容	町議会の考え方
1-3	条例全体	<p>難しいことはわかりませんが、この条例を作ることによって、議員活動に縛りができるのではないか。</p> <p>議員の皆様のお仕事は私たち住民の声を行政に届けていただくのが、1番大事だと思います。</p> <p>それと、明和町が行ういろいろなことに対して住民に必要なかどうかをみきわめていただくのが大きな仕事だと思います。</p> <p>その中で、SNSなどをみているとこれが議員の仕事なのかと疑う議員さんも、何人かいいますが、それに対しては個人個人が努力することであって、いろいろ余分と思えるようなことを、増やすよりしっかりと私たち町民の声に耳をかたむけていただけるような部分だけ、作れば良いのではないかと思います。</p>	<p>議会基本条例は議員活動の基礎となる理念を示したものであり、議員の活動の基本となるものです。</p> <p>議員活動の自由を尊重しつつも、条例を通じてより明確な指針を示すことで、よりよい議員活動の推進が期待されます。また、町民の声をしっかり受け止め、必要な政策を提案・実行することが重要であることを強調しています。</p> <p>この条例に基づき活動を進めるとともに、効果的なSNSの活用等を図っていきたいと考えています。</p>
2-1	前文	<p>前文について</p> <p>町議会は二元代表制の役割・責任を果たしつつ、町長・執行機関と車の両輪となって、よりよい明和町を目指して積極的に活動していくことが期待されます。町議会として、「誰のために、何をめざして議会活動を行っていくのか」という視点で前文を読むと、」記述・表現にやや弱さを感じます。</p> <p>そこで、明和町総合計画の「明和町の将来像や基本理念」をめざす姿とし、これと整合性のとれた表現・内容（または同じ表現・内容）で、町議会として「めざす明和町像」を分かりやすく書き込んでいく必要があると思います。</p>	今後の運用や改正の際に検討いたします。

NO.	条文の該当箇所	意見の内容	町議会の考え方
4-1	第2条	第2章第2条第4項 個々の地域の課題とありますが、個々のは無くても良いように思います。 選出の地区だけのような気がします。	この表現は町内各地の多様な特性や課題を幅広く指しており、特定の地域に限定するものではありませんが、誤解を招く恐れがあることから、「個々の」は削除いたします。 本条例では、町全体の利益を考えて行動する議会の姿勢を重視しており、地域ごとの課題を丁寧に拾い上げることで、町全体の政策に活かす意図があります。
4-2	第2条 第3条	議員さんのSNSで「〇〇に行った」「イベントに参加した」といった情報発信をしている人がいるが個人的な情報は不愉快だ。 そんなことより住民の意見を聞き、町に届け、その結果どうなったかの、情報が重要である。 一人一人のSNSで各自バラバラに情報発信するのではなく、明和町議会として、一つにまとめた情報発信をしてほしい。 再度言うが個人的な情報はやめてほしい。	議会基本条例第2条 議会の活動原則や、第3条 議員の活動原則に関わる内容のご意見をいただきました。議会基本条例及び政治倫理条例に基づき、明和町議会議員としてふさわしい活動をしてまいります。また、議会基本条例第2条（7）に「ソーシャルメディア等多様な手段を活用し情報の公開をする」とあるように、今後、議会としての情報発信について適切な方法を具体的に検討してまいります。なお、議員個人のSNS等における情報発信は、議員個人の議員活動ですので、それに対するご意見は各議員へお伝えください。
4-3	第3条	議員の中には自身の活動をPRしている方がいます。活動PRをするのは問題ありませんが、それが町民に反映されてるのでしょうか。自己満足になってしまいか。議員は、町民の意見要望を聞き、改善させるのが仕事ではありませんか。様々なイベント出席や出張に参加し、活性化のために事例紹介を明和町に打診することも、今以上に必要です。財政が厳しい明和町だからこそできることを探すのが議員だと思います。	議会基本条例第3条 議員の活動原則に関わる内容のご意見をいただきました。議会基本条例及び政治倫理条例に基づき、明和町議会議員としてふさわしい活動をしてまいります。

NO.	条文の該当箇所	意見の内容	町議会の考え方
5-1	第4条	第3章第4条 広聴活動を通じとあるが、議会に深く理解をもつ方々しか参加していない感じを受けます。モニター制度の導入も含め、老若男女スマホを持つ時代だからこそ、LINEやYouTubeで居ながらにして、幅広い層の町民の参加や情報の共有を行えないか検討を期待します。	本条例では、町民参加の重要性を基本理念として定めていますが、具体的なICT施策等については現時点では行政との連携が前提となるため、本条例においては今後の課題として位置づけております。議会としても時代に即した参加手法の導入を積極的に検討していく姿勢を持ち続け、改革の議論の中で取り上げてまいります。
5-2	第4条	第4条1項について 要望や提言→要望や提言等	広く町民の皆様からの声を聴き、反映に努めるため、「要望や提言」と具体的に表記し、整理させていただいております。
5-3	第4条	第4条第1項について 要望や提言→要望や提言等	広く町民の皆様からの声を聴き、反映に努めるため、「要望や提言」と具体的に表記し、整理させていただいております。
6-1	第5条	松阪地区では最後の制定ですが「開かれた議会」への第1歩だなと思います。 条例第5条3 反問することができるとありますが、反論することができる反論権がないと思います。 町長の活躍がみたいです。	第5条第3項でまず反問権を導入し、今後、必要があれば見直し等を行うなど状況により考えていきます。
6-2	第9条	第4章第9条1項2項に在る事件という言葉は行政にたずさわる人には普通であっても、一般の人には馴染みのうすい言葉だと思いますが仕方がないのかも、案件、懸案みたいな方が馴染みやすいようには思います。	この用語は地方自治法に基づくもので、議会が決定する「案件全般」を指す法的な言葉です。そのため、条例本文では法令との整合性を重視し、正式な用語を使用しています。

NO.	条文の該当箇所	意見の内容	町議会の考え方
7-1	第10条	第10条1項について 「自由で公平な討議を保証する」とありますが、 ・保証→約束する 間違いがないことを約束し、確かにすると責任を持つ ・保障→権利等を確保する 立場・権利などが侵されないように守る 法律や行政等の文書などでは、「保障」の方を使うことが多いようですが、 この規定は、どちらを意図したものでしょうか？	第10条第1項の「保証」については、間違いがないことを約束し、確かにすると責任を持つという意図からこの表現にしております。
7-2	第11条	第11条の解説について 第20条→第19条	第20条を第19条に訂正いたします。
7-3	第11条	第11条の解説について 条例の見直しに関する規定は第19条ですので、解説中の「第20条に基づき」 は、「第19条に基づき」ではないでしょうか？	第20条を第19条に訂正いたします。
7-4	第11条	第11条の解説文中の第20条は第19条の誤り？	第20条を第19条に訂正いたします。
8-1	第12条	第12条第3項の町民への公表は、年の何時頃ですか？	公表にあたっては、町民の皆様に分かりやすく届けられるよう、適切な時期を選んで行います。
11-1	第19条 (第11条、 第12条)	第11条で20条に基づき見直し 第12条で評価し、年に1度公表 第19条で選挙後、役選後の2年に1度見直しとなっていますが、議会が解散などしたら、この条例違反？になる？ それと見なおし等が多いと大へんではないかと思いました。	第19条については、議会が解散した場合、解散後に一般選挙が行われますので、その一般選挙後に見直しを行うことになります。基本的には2年に1度、それ以外でも適宜見直し改正・改定を行うことから条例違反になるとは考えておりません。研修や公表、見直しの条例を設けることにより、議会の質の向上と透明性確保に努めてまいります。
11-2	第19条	第19条の解説文中の改選後の2年に1度とは何時頃ですか？	具体的な時期については、一般選挙後と議員役員改選後、速やかに行います。